

市民相談(2月分)

(予約は電話で)
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場市役所1階北エリア
市民相談室101・102
問広報広聴課
TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

【弁護士】(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

予前日水曜日の13:00から

注前日が休日の時は当日9:00から

【司法書士※予】

(1人25分・先着14人)

第2・3・4火曜日13:00~15:55

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など

【司法書士・土地家屋調査士※予】

(1人30分・先着各4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

【税理士※予】(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

行政書士※予(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※**予**相談日の1週間前13:00から電話予約。予約日が休日の時は翌開庁日の13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

行政相談委員**予**前日までに

第4火曜日10:00~12:00



司法書士無料法律相談会
～相続・遺言～を中心として

内司法書士が遺言書や相続手続きなど、相続に関するさまざまな相談にお答えします。

平日に司法書士の相談を利用できない人はこの機会に相談してください。

時2月23日(土)午前10時～午後4時30分(予約不要で1人30分以内、受け付けは午後4時まで)5ブース設置

場市役所1階南エリア会議室103

問大阪司法書士会北大阪支部
TEL06・6991・9050

住宅火災の予防

2月に入り、まだまだ暖房器具を使用する時期は続きます。火災を引き起こさないために次のことに注意し、正しい使用方法を守りましょう。

▽暖房器具の周りに新聞や雑誌などを置かない。洗濯物を乾かす際に、長時間暖房器具の近くで放置することも危険です。

▽コンセント周りは定期的に掃除し、タコ足配線はやめましょう。ほこりが原因で火災が発生することがあります。

▽就寝時、外出時は、必ず暖房器具を停止し、ガスの元栓を閉めましょう。

▽逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置すること。住宅用火災警報器の電池を交換する目安は10年といわれています。この機会に確認し、必要な場合は交換しましょう。

成年後見制度～自分らしい生活を安心して送れるように～

内知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人について、福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行えるよう、成年後見制度について改めて考えてみませんか。

時2月26日(火)午前10時30分～正午

場市役所1階南エリア会議室103・104

講鳥野洋司氏(守口市社会福祉協議会事務局長)

定先着80人 **備**手話通訳あり

申・問2月19日(火)までに市立わかたけ園

TEL06・6997・4748
FAX06・6997・4745

障がい者相談員懇談会

障がい者やその家族が、守口市障がい者相談員として、身近な日常生活の相談・助言や福祉サービスの提供などの情報提供などを行っています。家族で悩んでいることについて、話してみませんか。

対市内在住で障がい者のいる家族

場市役所3階南エリア市民相談室312

時3月1日(金)～3月29日(金)午前10時～午後3時30分のうち1時間(事前予約制)

申・問2月28日(木)までに障がい福祉課

TEL06・6992・1630
FAX06・6991・2494

防犯灯電料補助金申請の受付

地域に設置されている防犯灯の電料金(平成30年3月～平成31年2月分)の補助金申請を受け付けます。

交付対象 防犯灯を設置している自治会、町会または防犯委員会など。

補助金額 守口市防犯灯電料補助金交付要綱に基づき算定した金額。

申請期限 2月28日(木)まで(期限厳守)。

持1月に市から送付した電料補助金申請書に記載した灯数に誤りがないかを関西電力株式会社から毎月届く電気料金請求内訳書で確認し、送付した書類(申請書など)、印鑑、振り込み先(銀行・支店名、口座番号、口座名義)がわかるもの、電気料金請求内訳書、領収書

申・問コミュニティ推進課
TEL06・6992・1520

救急安心カード

救急車で救急隊員が駆けつけた時に、救急隊は病院に患者の状態を伝えなければなりません。その時に氏名、持病、常用薬、救急連絡先などの情報があれば、よりスムーズな対応が期待できます。あらかじめ「救急安心カード」を作成し、救急時に備えておきましょう。

安否確認ホットライン

新聞がポストにたまっていて、洗濯物が長く干したままである、明かりが昼夜ずっとついたままなど、普段と様子が違い、安否確認が必要な状況と思われる場合には、安否確認ホットラインに連絡してください。

寄せられた情報をもとに早急に安否確認・状況把握を行います。

受付 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時30分

安否確認専用連絡先
TEL06・6992・4010

☑Anpi4010line@city-moriguchi-osaka.jp

要介護認定者 所得税、個人市・府民税の障がい者控除

要介護認定を受けている65歳以上で、障がい者または特別障がい者に準ずる人は、所得税、個人市・府民税の障がい者控除の対象になる場合があります。

ますので、問い合わせください。障がい者控除対象者認定申請書は、市ホームページよりダウンロードできます。

注障がい者手帳、療育手帳を持っている人は、申請は不要

申・問高齢介護課
TEL06・6992・1613

もりぐちの新鮮な野菜をPR

内守口市農業研究会、JA北河内が新鮮で安心なおいしい農産物を販売します。

時2月10日(日)午前10時(なくなり次第終了)

場ハグミュージアム2階(大阪市西区千代崎3-2-159)

問地域振興課
TEL06・6992・1491



生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報を受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問生活福祉課 **TEL**06-6992-1593 ☑Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

専用電話番号06-6998-7921 **受付時間**平日9:00~17:30

次の情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に譲渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない